

くまもと県産木材 S C M構築対策事業実施要領

(趣旨)

第1条 くまもと県産木材 S C M構築対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

(目的)

第2条 くまもと県産木材 S C M構築対策事業は、林業・木材産業界の企業等が連携して取り組む、新たな木材販売・流通機能を備えた組織の運営等を支援することにより、県内において品質の確かな木材を安定的に供給できる体制を構築し、以て県産材の需要拡大に資することを目的とする。

(事業主体)

第3条 事業の実施主体は、くまもと県産材 S C M協同組合とする。

(事業内容及び補助対象経費)

第4条 事業の対象となる取組みは、次に掲げるものとし、対象経費は別紙1のとおりとする。

(1) S C M環境整備支援

木材製品の在庫管理や受発注に係るデータのデジタル化によるオンラインシステム機器の保守及びその改修に必要な経費

(2) スtockヤード整備支援

Stockヤードを活用した物流実証に必要な経費

(3) 品質向上支援

品質の確かな木材（日本農林規格の機械等級区分構造用製材）の生産に必要な経費

(事業実施計画の承認申請)

第5条 要項第3条の事業実施計画書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

なお、事業実施計画書の添付書類は、次のとおりとする。

(1) 定款等

(2) 組合員の構成が分かる書類（組合員名簿等）

(3) その他必要な書類

2 知事は提出された事業計画について、内容を審査し、適当と認めるときは、事業実施計画を承認し、別記第2号様式により通知する。

(事業実施計画の変更)

第6条 要項第5条第1項の事業実施変更計画書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

2 事業実施変更計画書の提出があった場合には、内容を審査し、適当と認めるときは、事業実施変更計画を承認し、別記第3号様式により通知する。

(補助金交付申請)

第7条 要項第6条第2項第1号の規定に基づく補助金交付申請書及び要項第8条第2項の事業変更計画書に添付する事業計画書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

(事業の着手、完了)

第8条 事業の着手は、原則として補助金交付決定後に行うものとする。

2 補助事業者は、事業に着手又は事業を完了した時には、別記第4号様式により知事に届け出なければならない。

(事業の補助金交付決定前着手)

第9条 要項第9条第1項の規定に該当し、補助金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、補助金交付決定前着手承認申請書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があった場合は、内容等を審査し、必要と認められる場合は、補助金交付決定前着手を承認し補助金交付決定前着手承認通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

(確認検査)

第10条 知事は、第8条第2項に基づく完了届の提出があった場合は、検査員に事業の適否について確認検査をさせるものとする。確認検査調書の様式は、別記第7号様式によるものとする。

(実績報告)

第11条 要項第13条第2項第1号の事業実績書は、別記第8号様式によるものとする。

(関係書類の整理)

第12条 事業主体は、次に掲げる関係書類を整理し、事業完了の翌年度から5年間保存する。

(1) 経理関係書類

ア 現金出納簿

イ 証憑書類(見積書、請求書、領収書、入金伝票など)

(2) 事業実施計画書の提出から完了するまでの関係書類

附 則

この要領は、令和4年8月8日から施行する。

この要領は、令和5年6月26日から施行する。

別記第1号様式（第5条、第6条、第7条関係）

＜和暦＞年度（〔西暦〕年度）くまもと県産木材SCM構築対策事業実施（変更）計画書

1 事業内容

事業内容	実施時期	具体的な取組
SCM環境整備支援		
ストックヤード整備支援		
品質向上支援		

2 経費の内訳

業内容	区分	事業費	補助金額	備考
SCM環境整備支援	技術者給			
	旅費			
	役務費			
	委託料			
	使用料及び賃借料			
	小計			
ストックヤード整備支援	技術者給			
	旅費			
	需用費			
	委託料			
	使用料及び賃借料			
	小計			
品質向上支援	技術者給			
	旅費			
	需用費			
	委託料			
	使用料及び賃借料			
	小計			
合計				

3 消費税の課税方式（該当するものに○を付す）

- ① 一般課税 ②簡易課税 ③免税

（4 変更理由）

別記第2号様式（第5条関係）

第 号
<和暦>年（〔西暦〕年） 月 日

（事業主体の長） 様

熊本県知事

<和暦> 年度（〔西暦〕年度）くまもと県産木材SCM構築対策事業実施計画の承認
について（通知）

<和暦>年（〔西暦〕年）年 月 日付け 第 号で提出のあったこのことについて
は、承認します。

なお、下記のとおり補助金額を内示しますので、補助金交付申請書を提出してください。

記

補助金内示額 金 _____ 円

別記第3号様式（第6条関係）

第 号
<和暦>年（〔西暦〕年） 月 日

（事業主体の長） 様

熊本県知事

<和暦>年度（〔西暦〕年度）くまもと県産木材SCM構築対策事業実施変更計画の承認について（通知）

<和暦>年（〔西暦〕年） 月 日付け 第 号で提出のあったこのことについては、承認します。

なお、下記のとおり補助金額を内示しますので、補助金変更交付申請書を提出してください。

記

補助金内示額 金 _____ 円（変更後）

別記第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

事業主体の長

＜和暦＞年度（〔西暦〕年度）くまもと県産木材SCM構築対策事業着手（完了）届
このことについて、下記のとおり事業に着手（を完了）しましたので、くまもと県産木材SCM
構築対策事業実施要領第8条の規定により報告します。

記

交 付 決 定		事 業 費 (円)	上段：事業着手年月日 下段：事業完了年月日	摘 要
交付決定日	番 号			
				※着手届：左欄の完了年月日は予定年月日を記載

熊本県知事 様

事業主体の長

＜和暦＞年度（〔西暦〕年度）くまもと県産木材SCM構築対策事業の補助金交付決定前着手承認申請書

このことについて、＜和暦＞年度事業計画に基づき、着手の条件を了承のうえ、下記のとおり交付決定前に実施したいので、くまもと県産木材SCM構築対策事業実施要領第9条の規定に基づき、申請します。

記

1 着手の理由

2 着手の計画

事業内容	事業費 (円)	着手予定年月日 完了予定年月日

3 着手の条件

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、その損失は事業実施主体において負担すること。
- (2) 補助金交付決定を受けた交付金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更を行わないこと。

熊本県知事 様

事業主体の長

<和暦>年度（〔西暦〕年度）くまもと県産木材SCM構築対策事業の補助金交付決定前着手承認通知書
<和暦>年（〔西暦〕年） 月 日付け 第 号で提出のあったこのことについては、下記の条件を付して承認します。

記

1 着手の条件

- （1）補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、その損失は事業実施主体において負担すること。
- （2）補助金交付決定を受けた交付金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- （3）当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更を行わないこと。

確認検査調書

事業名	くまもと県産木材SCM構築対策事業
事業主体（代表者）	
事業費（補助金額）	
交付申請年月日	<和暦>年（〔西暦〕年） 月 日
交付決定年月日	<和暦>年（〔西暦〕年） 月 日
交付決定番号	
事業着手年月日	<和暦>年（〔西暦〕年） 月 日
事業完了年月日	<和暦>年（〔西暦〕年） 月 日
完了検査年月日	<和暦>年（〔西暦〕年） 月 日
検査立会人	
<p>○検査所見</p> <p>上記事業を検査した結果、関係規則に照らし適正に実施されていると認められます。</p> <p><和暦>年（〔西暦〕年） 月 日</p> <p style="text-align: right;">所 属 検査員 職・氏名 印</p> <p>熊本県知事 様</p>	

【確認検査事項】

- 1 書類検査
 - (1) 経理関係書類の確認
 - (2) 事業関係書類（提出書類等）の確認
- 2 現物検査
 - 成果品の確認

別記第8号様式（第11条関係）

＜和暦＞年度（〔西暦〕年度）くまもと県産木材SCM構築対策事業実績書

業内容	区分	事業費	補助金額	備考
SCM環境整備支援	技術者給			
	旅費			
	役務費			
	委託料			
	使用料及び賃借料			
	小計			
ストックヤード整備支援	技術者給			
	旅費			
	需用費			
	委託料			
	使用料及び賃借料			
	小計			
品質向上支援	技術者給			
	旅費			
	需用費			
	委託料			
	使用料及び賃借料			
	小計			
合計				

<別紙 1 >

くまもと県産木材 S C M構築対策事業対象経費

要領第 4 条に係る補助対象経費の詳細は以下のとおりとし、補助率は事業費の 2 分の 1 以内とする。

なお、各区分の詳細は別表のとおりとする。

1 S C M環境整備支援

木材情報システムの保守等、県産材の安定供給体制の構築に必要な経費（技術者給、旅費、役務費、委託料、使用料及び賃借料）。

2 スtockヤード整備支援

Stockヤードを活用した木材の物流実証に必要な経費（技術者給、旅費、需用費、委託料、使用料及び賃借料）。

ただし、対象となる木材 1 m³あたり 6 3 0 円を補助の上限とする。

3 品質向上支援

品質の確かな木材（日本農林規格の機械等級区分構造用製材）の生産に必要な経費（技術者給、旅費、需用費、委託料、使用料及び賃借料）。

ただし、対象となる木材 1 m³あたり 8, 6 0 0 円を補助の上限とする。

別表

区 分	内 容
技術者給※	事業を実施するうえで必要となる技術を要する者（主任技師、技師等）の労賃とする。
賃金	事業を実施するうえで必要なアルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
報償費	事業を推進するために開催する会議等に出席する委員及び指導者等の謝金とする。
旅費	事業の実施及び指導監督等に必要な旅費及び事業を推進するために開催する会議等に出席する委員及び指導者等の旅費とする。
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料、資料購入費、修繕料等とする。
役務費	調査業務料、通信運搬費、手数料、筆耕翻訳費、労災保険料等とする。
委託料	業務の一部を他者へ依頼した場合の支払い経費とする。
使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。

※算定方法は「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 2 2 年 9 月 2 7 日経第 9 6 0 号）」のとおりとする。